

相模原市指導監査基準 障害児入所施設編

※対象施設

- ・福祉型障害児入所施設のうち、主として知的障害のある児童（自閉症児を除く。）を入所させる施設
- ・医療型障害児入所施設のうち、主として重症心身障害児を入所させる施設

令和7年度版

関係法令名等	略称
医療法施行令(昭和23年 政令第326号)	—
医療法(昭和23年 法律第205号)	—
医療法施行規則(昭和23年 厚生省令第50号)	—
神奈川県医療法施行条例（平成25年 神奈川県条例第4号）	—
学校保健安全法（昭和33年 法律第56号）	—
個人情報の保護に関する法律（平成15年 法律57号）	—
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年 相模原市条例第11号)	児童福祉法基準等条例
相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成11年 相模原市条例42号）	小規模水道及び小規模受水槽水道条例
相模原市消防訓練指導実施要綱(平成30年3月12日制定)	消防訓練指導実施要綱
相模原市暴力団排除条例（平成23年 相模原市条例第31号）	暴力団排除条例
児童虐待の防止等に関する法律（平成12年 法律第82号）	—
児童福祉施設等における衛生管理等について（平成16年1月20日 雇児発第0120001号 障発0120005号）	—

関係法令名等	略称
児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成２８年９月９日 雇児総発０９０９第２号）	児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知
児童福祉施設における事故防止について（昭和４６年７月３１日 児発第４１８号）	事故防止通知
児童福祉施設における施設内虐待の防止について（平成１８年１０月６日 雇児総発第１００６００１号）	施設内虐待防止通知
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年１２月２９日 厚生省令第６３号）	児童福祉施設基準省令
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年２月３日 厚生労働省令第１６号）	障害児入所施設等基準省令
児童福祉法（昭和２２年 法律第１６４号）	—
児童福祉法施行規則（昭和２３年 厚生省令第１１号）	—
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成１２年６月７日 障第４５２号 社援第１３５２号 老発５１４号 児発第５７５号）	苦情解決指針通知
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成１７年２月２２日 健発第０２２２００２号・薬食発第０２２２００１号・雇児発第０２２２００１号・社援発第０２２２００２号・老発第０２２２００１号）	感染症等発生報告通知
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（平成２８年９月１日 雇児総発０９０１第３号 社援基発０９０１第１号 障障発０９０１第１号 老高発０９０１第１号）	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成２８年９月１５日 雇児総発０９１５第１号 社援基発０９１５第１号 障障発０９１５第１号 老高発０９１５第１号）	—
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成１５年７月２５日 社援基発第０７２５００１号）	レジオネラ症防止対策の徹底通知
社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（平成８年７月１９日 社援施第１１６号）	飲用井戸及び受水槽衛生確保通知
社会福祉施設における衛生管理について（平成９年３月３１日 社援施第６５号）別添：大量調理施設衛生管理マニュアル	衛生管理通知及び大量調理施設衛生管理マニュアル

関係法令名等	略称
社会福祉施設における火災防止対策の強化について(昭和48年4月13日 社施第59号)	火災防止対策強化通知
社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について(平成8年6月18日 社援施第97号)	食中毒事故発生防止徹底通知
社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日 社施第107号)	防火安全対策強化通知
社会福祉法(昭和26年 法律第45号)	—
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日 雇児福発第0312002号・社援基発第0312002号・老計発第0312002号)	弾力運用課長通知
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日 雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発0312001号)	弾力運用局長通知
「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について(平成27年3月31日 健衛発0331第7号)	レジオネラ症防止対策マニュアル改正通知
障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成30年6月 厚生労働省)	障害者虐待防止対応マニュアル
障害者支援施設等に係る指導監査について(平成19年4月26日 障発第0426003号)	支援施設等指導監査通知
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)	障害者総合支援法
消防法(昭和23年 法律第186号)	—
消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)	消防庁告示第9号
消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)	—
消防法施行令(昭和36年 政令第37号)	—
措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について(平成12年2月17日 社援施第9号)	9号通知
「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について(平成26年4月1日 雇児発0401第12号・社援発0401第33号・老発0401第11号)	第三者評価事業指針通知

関係法令名等	略称
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年　法律第７６号）	育児・介護休業法
高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（平成２４年１１月９日　厚生労働省告示第５６０号）	—
高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年　法律第６８号）	高齢者等の雇用安定法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年　法律第１１３号）	男女雇用機会均等法
事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成１９年１０月１日　厚生労働省告示第３２６号）	パートタイム・有期雇用労働指針
社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて（昭和４９年８月２０日　社施発第１６０号）	—
心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成２７年４月１５日　心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第１号）	ストレスチェック指針
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年　法律第７６号）	パートタイム・有期雇用労働法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成５年　労働省令第３４号）	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について（平成３１年１月３０日　基発０３３０第１号 職発０１３０第６号　雇均発０１３０第１号　開発０１３０第１号）	パートタイム・有期雇用労働法施行通知
労働安全衛生規則（昭和４７年　労働省令第３２号）	—
労働安全衛生法（昭和４７年　法律第５７号）	—
労働安全衛生法施行令（昭和４７年　政令第３１８号）	—
労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（平成２７年５月１日 基発０５０１第３号）	ストレスチェック制度施行通知
労働基準法（昭和２２年　法律第４９号）	—
労働基準法施行規則（昭和２２年　厚生省令第２３号）	—

関係法令名等	略称
労働契約法（平成１９年　法律第１２８号）	—
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成２９年１月２０日　基発０１２０第３号）	—
社会福祉法人会計基準（平成２８年　厚生労働省令第７９号）	会計基準
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成２８年３月３１日　雇児発０３３１第１５号 社援発０３３１第３９号　老発０３３１第４５号）（局長通知）	運用上の取扱い
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について（平成２８年３月３１日　雇児総発０３３１第７号 社援基発０３３１第２号　障障発０３３１第２号　老総発０３３１第４号）（課長通知）	運用上の留意事項
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成１６年３月１２日　雇児発第０３１２００１号 社援発第０３１２００１号　老発第０３１２００１号）（局長通知）	—
社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成２９年４月２７日　雇児発０４２７第７号、社援発０４２７第１号、老発０４ ２７第１号）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」	指導監査ガイドライン
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成２９年３月２９日　雇児総発０３２９第１号　社援基発０３２９第１号 障企発０３２９第１号　老高発０３２９第３号）	入札契約等取扱通知
社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成１３年７月２３日　雇 児発第４８８号　社援発第１２７５号　老発第２７４号）	指導監督徹底通知
社会福祉法人の認可について（局長通知）（平成１２年１２月１日　障８９０号　社援第２６１８号　老発７９４号　児発第９０８ 号）別紙２「社会福祉法人定款例」	定款例
障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（令和２年１２月）	—
障害福祉サービス事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（令和３年３月）	—
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年　法律第１３２号）	労働施策総合推進法
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成２４年３月３０日障発０３３０第１３ 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	児童福祉施設解釈通知

関係法令名等	略称
--------	----

【施設種別について】

本指導監査基準における施設種別の表記については、以下のとおりとします。

- ・主として知的障害のある児童（自閉症児を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設の基準に該当…（福祉型障害児入所施設）と基準前に明記
- ・主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の基準に該当…（医療型障害児入所施設）と基準前に明記

【判定】

- ・ B ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・ C ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないものでB以外のもの

（ 指導監査基準の「関係法令等」における表記について
 児童福祉法に基づく運営基準条例第23条の規定により児童福祉施設基準省令の例によるとされているものについては、「児童福祉施設基準省令の該当する条項」を記載しています。 ）

相模原市指導監査基準
障害児入所施設編
～ 施 設 管 理 ～

令和7年度版

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 職員配置等 (1)施設長の資格要件	1 (医療型障害児入所施設) 施設長は、要件を満たしていること。	(医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させるもの。以下同じ。)) 施設長は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師であること。	(医療型障害児入所施設) 児童福祉施設基準省令第58条第7項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(6) 医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ・ニ(2)	(医療型障害児入所施設) ・施設長が要件を満たしていない。	C
(2)職員配置	2 職員を適正に配置していること。	(福祉型障害児入所施設(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く。))を入所させるもの。以下同じ。)) 1 嘱託医 2 児童指導員 3 保育士 4 栄養士又は管理栄養士 (児童40人以下を入所させる施設は置かないことができる。) 5 調理員(調理業務の全部を委託する施設は置かないことができる。) 6 児童発達支援管理責任者 7 心理担当職員 (心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合) 8 職業指導員(職業指導を行う場合) ※ 2及び3の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする(児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。) ※ 嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者であること。 ※ 心理指導担当職員は、大学(短期大学を除く。)若しくは大学院で、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。	(福祉型障害児入所施設) 支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(2) 児童福祉施設基準省令第49条第1項～第3項、第14項、第15項 (医療型障害児入所施設) 支援施設等指導監査通知別紙第3-3-(2) 児童福祉施設基準省令第58条第1項、第3項、第6項、第7項 医療法第21条 医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ・ニ(2) 医療法施行規則第19条 神奈川県医療法施行条例第4条	・職員を適正に配置していない。	C
(3)施設職員の専任従事	3 入所している者の保護に直接従事する職員は、施設の専従であること。	(医療型障害児入所施設) 1 医療法に規定する病院として必要な職員(医師、薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者、栄養士又は管理栄養士、診療放射線技師、事務員その他の従業者等) 2 児童指導員 3 保育士 4 児童発達支援管理責任者 5 理学療法士又は作業療法士 6 心理支援を担当する職員 ※ 医師は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師であること。	児童福祉施設基準省令第8条 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(5)	・職員が施設の専従ではない。	C
		他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該施設の職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。			

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4) 児童と起居を共にする職員	4 (福祉型障害児入所施設) 児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人は児童と起居を共にしていること。		(福祉型障害児入所施設) 児童福祉施設基準省令第53条(第46条準用)	(福祉型障害児入所施設) ・児童と起居を共にする保育士等がいらない。	C
(5) 必要な職員の確保等	5 必要な職員の確保等に向けた取り組みを行っていること。	(1) 育児休業、産休等代替職員を確保していること。 (2) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めていること。 (3) 業務体制の確立と業務省力化の推進に努めていること。 (4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいること。	支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(7)、第2-2-(1)、(2)、第3-1-(11)	・職員確保等に向けた取り組みを行っていない。	B
2 施設及び設備の基準 (1) 構造設備の一般原則等	6 設備は、原則、当該施設の専用となっていること。	他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該施設の設備の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び施設に特有の設備については、この限りでない。	児童福祉施設基準省令第8条	・設備が当該施設専用となっていない。	C
(2) 施設設備の整備・維持管理、利用者の生活環境等の確保、居室定員の遵守	7 施設の設備基準を満たしていること。	次の設備を備えていること。また、構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けていること。 (福祉型障害児入所施設) 1 児童の居室(1室の定員は4人以下、面積は1人につき4.95平方メートル以上であること。ただし、乳幼児のみの居室1室の定員は6人以下、面積は1人につき3.3平方メートル以上であること。また、年齢等に応じ、男女別にすること。) 2 調理室 3 浴室 4 便所(男女別にすること。) 5 医務室(児童30人未満を入所させる施設は設けないことができる。) 6 静養室 7 職業指導に必要な設備 (医療型障害児入所施設) 1 医療法に規定する病院として必要な設備(各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所、給食施設等) 2 支援室 3 浴室	(共通) 児童福祉施設基準省令第5条第4項、第5項 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(2)、3-2-(1) (福祉型障害児入所施設) 児童福祉施設基準省令第48条第1号、第2号、第7号～第9号 (医療型障害児入所施設) 児童福祉施設基準省令第57条第1項第1号 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(2)、3-3-(1) 医療法第21条第1項	・設備等の基準を満たしていない。(軽微な場合はB) ・保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C
	8 施設の設備等を変更しようとするときは、相模原市長にあらかじめ届け出ていること。		児童福祉法施行規則第37条第6項	・変更届が提出されていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 運営に関する基準 (1)運営規程等の整備・運用	9 必要な事項を定めた規程を整備していること。	次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けていること。また、当該規程に基づいて適切に運用していること。 1 入所する者の援助に関する事項 2 その他施設の管理についての重要事項	児童福祉施設基準省令第13条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(19)	・必要な事項を定めた規程を整備していない。 ・規定する事項が不十分である。 ・運用が不適切。(軽微な場合はB)	C B B・C
	(2)施設運営に必要な帳簿の整備	職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備していること。	児童福祉施設基準省令第14条 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(20)	・帳簿を整備していない。	C
	(3)秘密保持等	職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。 また、個人情報の取扱いについて委託を行う場合は、委託先においても安全管理が図られるよう必要な措置を講じていること。	児童福祉施設基準省令第14条の2 個人情報の保護に関する法律第20条、第21条、第22条、第25条	・必要な措置を講じていない。 ・措置が不十分である。	C B
	(4)苦情解決への対応	施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を次のとおり講じていること。 (1)苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。 (2)利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命すること。 (3)苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員会を設置すること(第三者委員は複数選任することが望ましい。) (4)施設内への掲示、パンフレットの配布等により利用者に苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知すること。 (5)苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を書面に記録すること。 (6)苦情解決結果を一定期間ごとに第三者委員に報告すること。 (7)個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等実績に掲載し、苦情解決の結果を公表すること。 (8)苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該施設の職員以外の者を関与させていること。	社会福祉法第82条 児童福祉施設基準省令第14条の3第1項、第2項 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(21) 苦情解決指針通知	・苦情受付の窓口を設置していない。 ・適切な措置を講じていない。(軽微な場合はB)	C B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(5)実施機関との連携	13 実施機関との連携を図っていること。		支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(10)	・実施機関との連携が不十分。	B
(6)業務継続計画の策定	14 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講ずること。	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定していること。 (2)職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していること。 (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。	児童福祉施設基準省令第9条の4 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(13)	・業務継続計画を策定していない ・職員に対し計画を周知しておらず、研修及び訓練を実施していない ・計画の見直しを行っていない	B・C C B・C
4 防災対策への取り組み	※ 指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については、指導監査の対象としない。 [対象監査事項] 施設管理の 4(1) 監査事項15 4(2) 監査事項16				
(1)非常災害用設備等	15 非常災害に必要な設備を設けていること。 また、当該設備の点検を適切に行っていること。	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けていること。消防法施行令第4条の3に定める防火対象物において使用する防火対象物品(カーテン等)は、防災性能を有するものであること。 また、消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年2回点検し、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告していること。	児童福祉施設基準省令第6条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(3) 消防法第8条の3、第17条第1項、第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第1項、第3項 消防法施行令第4条の3 消防庁告示第9号 防火安全対策強化通知	・非常災害に必要な設備を設けていない。 ・法定点検を実施していない。 ・法定点検結果を報告していない。	C B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 非常災害に対する計画	16 消防法に基づいて消防計画を作成し、届け出ていること。また、防火管理者についても届け出ていること。	消防法第8条に基づき消防長又は消防署長に届け出た防火管理者が、消防計画を作成し、当該計画を消防長又は消防署長に届け出ていること。防火管理者及び消防計画に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ていること。	消防法第8条第1項、第2項 消防法施行規則第3条第1項	・消防計画の作成、届け出をしていない。 ・防火管理者を届け出していない。 ・変更を届け出していない。	C C B
	17 非常災害時における児童の安全確保を図るために、具体的な計画を立てていること。	児童福祉施設等が定めるべき非常災害に関する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)を策定していること。非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであること(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。)。 また、避難訓練を実施し、非常災害雄対策計画の内容を検証し、見直しを行っていること。 [非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例] ・児童福祉施設等の立地条件(地形 等) ・災害に関する情報の入手方法(避難情報等の入手方法の確認 等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等) ・避難を開始する時期、判断基準(避難情報発令時 等) ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等) ・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法 等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等) ・関係機関との連携体制	児童福祉施設基準省令第6条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(3) 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・非常災害対策計画を作成していない。 ・地域の実情を鑑みた災害に対処できる内容になっていない等、非常災害対策計画が不十分。	B B
(3) 災害発生時の対応体制及び避難への備え	18 日頃から気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は適切に行動できるよう、職員に周知徹底を図っていること。 また、日頃から保護者及び地域の関係機関等との連携体制の整備に努めていること。	施設の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための適切な行動をとるようにすること。災害発生時に適切に対応するため、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していること。 また、日頃から保護者との密接な連携に努め、災害発生時の連絡体制や引渡し方法等について確認していること。 地域の関係者と連携及び協力体制の整備を図り、課題や対応策等について共有していること。	児童福祉施設基準省令第6条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(3) 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・災害発生時の対応方法等を職員に周知していない。 ・保護者との連携体制を整備していない。 ・地域の関係機関等との連携体制を整備していない。	B B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4)避難及び消火に対する訓練	19 火災、地震その他の災害を想定した避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回、救出その他必要な訓練は定期的に実施していること。	避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行っていること。 地域の実情を鑑みて、火災、水害・土砂災害、地震等を想定した避難及び消火の訓練は、少なくとも年2回実施し、うち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を行っていること。なお、訓練を実施する場合は、あらかじめ、その旨を「消防訓練通報書」等により、所轄消防署へ通報していること。 また、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていること。	児童福祉施設基準省令第6条第2項、第6条の2 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(3) 消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第11項 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知 消防訓練指導実施要綱	・訓練を全く実施していない。 ・未実施の月がある、地域の実情を鑑みた災害を想定していない等、訓練内容が不十分である。 ・「消防訓練通報書」等の提出を行っていない。	C B B
5 防犯対策	20 防犯対策を適切に講じていること。	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。 1 日常の対応 (1)所内体制と職員の共通理解 (2)不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (3)施設等と利用者の家族の取組み (4)地域との協同による防犯意識の醸成 (5)施設設備面における防犯に係る安全確保 (6)施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保 2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応 (1)不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制 (2)不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	・防犯対策を適切に講じていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
6 衛生管理等	※ 指導監査実施年度又は前年度において、保健所による監視等が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については指導監査の対象としない。 [対象監査事項] 施設管理の 6 監査事項21及び22 21 入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていること。 22 受水槽の衛生管理を適切に行っていること。 23 循環式浴槽を利用している場合は、レジオネラ症防止対策として適正に水質検査を実施し、結果を3年以上保存していること。 検査結果により必要な場合は、適切な措置を講じていること。 24 必要な医薬品その他の医療品を備え、これらの管理を適正に行っていること。	施設の衛生管理等に当たっては、次の点に留意していること。 1 関係法令や衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づいた点検や検査を実施していること。 2 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上の大掃除を行っていること。 3 空調設備等により、施設内の適温確保に努めていること。 受水槽の設置者又は管理者は、専門業者による年1回程度の定期清掃及び残留塩素の有無の検査を行っていること。 水質検査を次のとおり実施していること。 1 ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全換水している浴槽水⇒1年に1回以上 2 連日使用している浴槽水⇒1年に2回以上(ただし、塩素消毒でない場合は、1年に4回以上)	児童福祉施設基準省令第10条第1項 児童福祉施設等における衛生管理等について 衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル 飲用井戸及び受水槽の衛生確保通知 小規模水道及び小規模受水槽水道条例 レジオネラ症防止対策の徹底通知 レジオネラ症防止対策マニュアル改正通知 児童福祉施設基準省令第10条第5項	・衛生的な管理に努めておらず、かつ、衛生上必要な措置を講じていない。(軽微な場合はB) ・受水槽の衛生管理(清掃等)を適切に行っていない。 ・水質検査を適正に実施していない。 ・検査結果の記録が確認できない。 ・適切な措置を講じていない。 ・必要な医薬品その他の医療品を備えていない。 ・管理を適正に行っていない。	B・C C C B C B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 暴力団排除	25 施設は、その運営について、暴力団等から支配的な影響を受けていないこと。 また、施設の長は、暴力団員等でないこと。	施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けていないこと。また、施設の長は、(2)と(4)に該当する者でないこと。 (1)暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団 (2)暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等 (3)暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等 (4)暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの	児童福祉法基準等条例 第24条(第5条準用) 暴力団排除条例	・暴力団等から支配的な影響を受けている。 ・施設長が暴力団員等である。	C C
8 その他	26 その他、施設管理に関すること で不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。 (軽微な場合はB)	B・C

相模原市指導監査基準
社会福祉施設共通
～ 職 員 処 遇 ～

令和 7 年度版

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 就業規則 (1)就業規則の整備	1 作成、変更した就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。以下同じ。)は、労働基準監督署に届け出ていること。	常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、労働組合又は労働者を代表する者の意見書を添えて、労働基準監督署に届け出ていること。変更届についても同様であること。	・労働基準法第89条、第90条	・就業規則を労働基準監督署に届け出していない。 ・変更届を労働基準監督署に届け出していない。	B B
	2 就業規則に必ず記載しなければならない事項を記載していること。	1 必ず記載しなければならない事項 (1)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合は就業時転換に関する事項 (2)賃金(臨時の賃金等を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項、育児・介護に係る所定外労働の免除 (3)退職に関する事項(解雇の事由及び65歳までの雇用確保措置を含む。) 2 定める場合は必ず記載しなければならない事項 (1)退職手当が適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 (2)臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額に関する事項 (3)労働者に食費、作業用品その他の負担をさせることに関する事項 (4)安全及び衛生に関する事項 (5)職業訓練に関する事項 (6)災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 (7)表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項 (8)その他、事業場の労働者すべてに適用される事項	・労働基準法第89条 ・高年齢者雇用安定法第8条、第9条 ・高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針	・就業規則の内容に不備がある。	B
(2)労働時間	3 作成、変更した就業規則を労働者に周知していること。	就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、労働者に周知していること。	・労働基準法第106条 ・労働基準法施行規則第52条の2	・労働者への周知が不十分である。	B
	4 労働時間は、法令及び就業規則のとおり適切であること。 また、労働者の労働時間を適正に把握していること。	(1)就業規則に定める所定労働時間は、法定労働時間(休憩時間を除き1日8時間、週40時間)以内であること。 また、勤務実態は、就業規則のとおりであること。 (2)労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認して記録し、労働時間を適正に把握していること。	・労働基準法第32条 ・労働安全衛生法第66条の8の3 ・労働安全衛生規則第52条の7の3 ・労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	・所定労働時間が法定労働時間を超えている。 ・就業規則と勤務実態が相違している。 ・労働時間の状況を適正に把握していない。	B B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3)休憩・休日等	5 労働者に対し、休憩時間及び休日等を法令及び就業規則に定めるとおり適切に与えていること。	(1)休憩時間…労働時間の途中に、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間 (2)休日…毎週少なくとも1回(4週間を通じ4日以上の日を与えている場合は適用しない。) (3)年次有給休暇…適切な日数を与え、請求された場合は、適切に与えていること。なお、年10日以上付与される職員に対しては、付与した日数のうち年5日について時季を指定して取得させていること。	・労働基準法第34条、第35条、第39条	・休憩時間及び休日等を適切に与えていない。	B
(4)育児・介護等を行う労働者に対する措置等	6 育児及び家族の介護等を行う労働者に対する措置を規定し、適切に実施していること。	次に掲げる措置について規定し、適切に実施していること。 (1)産前・産後休暇 (2)育児休業 (3)介護休業 (4)子の看護等休暇(1時間単位の取得可) (5)介護休暇(1時間単位の取得可) (6)所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限 (7)所定労働時間の短縮等の措置 (8)育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置 (9)妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置	・労働基準法第65条、第66条、第89条 ・育児・介護休業法第6条、第12条、第16条の3、第16条の6、第16条の8、第16条の9、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条 ・パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)ーリ、ヌ	・規定の内容に不備がある。 ・措置を適切に実施していない。	B B
	7 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いを行っていないこと。	育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等について、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いを行っていないこと。	・男女雇用機会均等法第9条、第11条 ・育児・介護休業法第10条、第25条等	・防止措置を講じていない。 ・不利益取扱いを行っている。	B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(5)ハラスメント防止のための措置	8 職場におけるパワーハラスメント・セクシャルハラスメント・妊娠、出産等に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止措置を講じていること。	事業主は、職場において行われるハラスメントにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上次の必要な措置を講じていること。 (1)事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発を行うこと。 ア 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。 イ 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。 (2)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行うこと。 ア 相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 イ アの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。 (3)職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応をすること。 ア 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。 イ アにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。 ウ アにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。 エ 改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等再発防止に向けた措置を講ずること。	・労働施策総合推進法第30条の2 ・男女雇用機会均等法第11条、第11条の3 ・男女雇用機会均等法施行規則第2条の3 ・パワハラ指針 ・セクハラ指針 ・妊娠、出産等に関するハラスメント指針	・必要な措置を講じていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(6)宿直	9 事業主は、労働者がハラスメントに関し相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしていないこと。	(4) (1)から(3)までの措置を講ずるに際して、次の措置を講じていること。 ア 職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。 イ 労働施策総合推進法第30条の2第2項、第30条の5第2項及び第30条の6第2項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。 左記の記載のとおり。	・労働施策総合推進法第30条の2	・不利益な取扱いをしている。	B
	10 職員に宿直をさせる場合、労働基準監督署の許可を得ていること。	(1)宿直の専門職員に宿直をさせる場合(外部委託する場合を除く。) 労働基準監督署に「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」を提出し、許可を受けていること。 (2)その他職員に通常勤務に加えて宿直をさせる場合 労働基準監督署に「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」を提出し、許可を受けていること。	・労働基準法第41条第3号 ・労働基準法施行規則第23条 ・社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて	・労働基準監督署の許可を受けずに宿直を実施している。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(7)給与等 2 労働組合又は労働者を代表する者との協定(この項において、労使協定という。)	11 給与等は、就業規則に定めるとおり適切に支給していること。	就業規則の内容と給与等の実態が一致していること。 (1)初任給が規程どおりであること。 (2)昇給及び昇格は規程どおりであること。 (3)諸手当は規程どおりであること。	・労働基準法第15条、第24条、第37条、第89条	・規定どおり給与等を支給していない。	B
	12 時間外又は休日に労働をさせる場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ていること。	左記の記載のとおり。	・労働基準法第36条	・届出せずに時間外又は休日に労働をさせている。	B
	13 賃金から法令で定められているもの以外を控除する場合は、労使協定を締結していること。	左記の記載のとおり。	・労働基準法第24条	・賃金控除に係る労使協定を締結せずに控除している。	B
	14 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きを行っていること。	(1)1ヶ月単位の変形労働時間制 労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにより対象労働者の範囲等の必要事項を定め、労使協定によった場合は、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。 (2)1年単位の変形労働時間制 労使協定により対象労働者の範囲等の必要事項を定め、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。	・労働基準法第32条の2、第32条の4	・変形労働時間制を行う場合に必要の手続きを行っていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 人事管理 (1)労働条件の明示	15 労働契約の締結に際し、労働条件を適切に明示していること。	使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を文書の交付により明示していること(労働者が希望した場合は、ファクシミリ又は電子メール等による明示が可能)。 (1)労働契約の期間に関する事項 (2)期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (3)就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (4)始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 (5)賃金(退職手当及び臨時の賃金等を除く。以下この項目において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 (6)退職に関する事項(解雇の事由を含む。) ※短時間・有期雇用労働者に対しては、上記(1)～(6)のほか、次の事項についても明示していること。 (7)昇給、退職手当及び賞与の有無 (8)雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	・労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 ・パートタイム・有期雇用 労働法第6条 ・パートタイム・有期雇用 労働法施行規則第2条 ・パートタイム・有期雇用 労働法施行通知第3-1、 第3-12	・労働条件を適切に明示していない。(一部不備を含む)	B
	16 労働者に対して明示しなければならない労働条件は事実と異なるものとしてはない。	左記の記載のとおり。	・労働基準法施行規則第5条	・事実と異なる。	B
	(2)有期労働契約の無期転換	有期労働契約を反復更新して通算5年を超えた労働者から、無期労働契約への転換の申込みがあった場合は、当該申込みを承諾していること。 また、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない場合は、使用者が当該申込みを拒絶すること又は雇止めをすることは認められないこと。	・労働契約法第18条、第19条	・有期労働契約の無期転換の申込みに対応していない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3)社会保険等への加入	18 職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。	職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。 【加入条件】 ＜社会保険＞2か月を超える雇用期間、所定の労働日数及び所定労働時間の3/4以上の者 ※以下のいずれの要件も満たす短時間労働者も対象 （1）週の所定労働時間が20時間以上 （2）月額賃金が88,000円以上（通勤手当や家族手当など除く） （3）2か月を超える雇用の見込みがある （4）学生（休学中や夜間学生を除く）ではない （5）厚生年金保険の被保険者数が51人以上（令和6年10月から）の特定適用事業所に勤めている ※上記（5）に該当しない場合でも労使合意に基づく届出があれば対象。 ＜雇用保険＞週の所定労働時間が20時間以上、31日以上の継続雇用が見込まれる者 ＜労災保険＞すべての労働者	・健康保険法第3条、第46条 ・厚生年金保険法第6条、第9条、第12条 ・雇用保険法第5条、第6条 ・労働者災害補償保険法第3条 ・年金制度改正法第10条	・社会保険等へ適正に加入していない。	B
(4)書類の保存	19 労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していること。	使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金、その他労働関係に関する重要な書類を5年間（経過措置により当分の間は3年間）保存していること。 また、有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類「年次有給休暇管理簿」を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後5年間保存しなければならない。	・労働基準法第109条、附則第143条 ・労働基準法施行規則第24条の7、第55条の2	・労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していない。 ・年次有給休暇管理簿の作成をしていない。	B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 衛生管理 (1)健康診断	20 労働者に対して、健康診断を適切に行っていること。	事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行っていること。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。 また、常時使用する労働者に対し、定期健康診断を1年以内ごとに1回実施していること。なお、労働安全衛生規則第13条第1項第3号の業務(深夜業務等)に常時従事する労働者(以下、特定業務従事者という。)に対しては、配置換えの際及び6月以内ごとに1回実施していること。 ※常時使用する短時間・有期雇用労働者に対しても、健康診断を適切に行っていること。健康診断を行うべき常時使用する短時間・有期雇用労働者とは、次の1及び2のいずれも満たす者をいう。 1 無期雇用労働者(有期雇用労働者であって、契約期間が1年(特定業務従事者は6か月。以下同じ。)以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。) 2 1週間の労働時間数が当該事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者	・労働安全衛生法第66条 ・労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条 ・パートタイム・有期雇用労働指針 ・パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)ート	・雇入時の健康診断を行っていない。 ・定期健康診断を行っていない。	B B
	21 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していること。	・労働安全衛生規則第52条	・労働基準監督署へ報告していない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)心理的な負担の程度を把握するための検査(この項において、ストレスチェックという。)	22 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレスチェックを適切に行い、その後の措置を講じていること。	(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回定期的に医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士によるストレスチェックを行っていること。なお、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、実施の事務に従事しないこと。 (2)ストレスチェック実施後の措置を適切に講じていること(医師による面接指導、結果の集計・分析、就業上の改善措置等)。	・労働安全衛生法第66条の10 ・労働安全衛生規則第52条の9、第52条の10 ・ストレスチェック制度施行通知 ・ストレスチェック指針	・ストレスチェックを行っていない。 ・ストレスチェック実施後の措置を講じていない。	B B
	23 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェック結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに定期に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を労働基準監督署に提出していること。	・労働安全衛生規則第52条の21	・労働基準監督署へ報告していない。	B
	24 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。	左記の記載のとおり。	・労働安全衛生法第12条、第13条 ・労働安全衛生法施行令第4条、第5条	・産業医、衛生管理者を選任していない。 ・労働基準監督署に届け出していない。	B B
	25 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催するとともに、委員会の開催の都度、記録を作成し、保存していること。	左記の記載のとおり。	・労働安全衛生法第18条 ・労働安全衛生法施行令第9条 ・労働安全衛生規則第23条	・衛生委員会を設置していない。 ・衛生委員会を月1回開催していない。 ・衛生委員会の記録を作成し、保存していない。	B B B
	26 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに、衛生推進者を選任していること。	左記の記載のとおり。	・労働安全衛生法第12条の2 ・労働安全衛生規則第12条の2	・衛生推進者を選任していない。	B
5 その他	27 その他、職員処遇に関することで不適切な事項がないこと。	左記の記載のとおり。		・不適切な事項がある。	B

相模原市指導監査基準
障害児入所施設編
～ 利用者処遇 ～

令和7年度

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 一般原則	1 入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行っていること。		児童福祉施設基準省令第5条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(1)	・入所している者の人権に配慮していない。 ・入所している者一人一人の人格を尊重していない。	C
	2 入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないこと。		児童福祉施設基準省令第9条	・差別的取扱いをしている。	C
	3 施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないこと。		支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(1)	・施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限している。	C
2 入所支援計画の策定	4 児童の保護者及び児童の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた入所支援計画を作成していること。	個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定していること。 また、個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定し、かつその実践に努めていること。	(福祉型障害児入所施設) 児童福祉施設基準省令第52条 支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(5) (医療型障害児入所施設) 児童福祉施設基準省令第61条第2項(第52条準用) 支援施設等指導監査通知別紙第3-3-(6)	・入所支援計画を作成していない。	C
	5 入所支援計画に基づき児童に対して障害児入所支援を提供していること。		(福祉型障害児入所施設) 児童福祉施設基準省令第52条 支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(5) (医療型障害児入所施設) 児童福祉施設基準省令第61条第2項(第52条準用) 支援施設等指導監査通知別紙第3-3-(6)	・入所支援計画に基づく障害児入所支援等を提供していない。(軽微な場合はB)	B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	6 入所支援計画に基づく障害児入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供していること。	個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議((テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))の活用可能。)の検討結果等を踏まえたうえで策定し、定期的に見直しを行っていること。	(福祉型障害児入所施設)児童福祉施設基準省令第52条 支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(5) (医療型障害児入所施設)児童福祉施設基準省令第61条第2項(第52条準用) 支援施設等指導監査通知別紙第3-3-(6)	・効果の継続的な評価の実施又はその他の措置を講じていない。	C
3 障害児入所施設固有の利用者処遇 (1)心理学的及び精神医学的診査	7 (福祉型障害児入所施設) 随時心理学的及び精神医学的診査を行っていること。	(福祉型障害児入所施設(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く。))を入所させるもの。以下同じ。)) 入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行っていること。 ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。	(福祉型障害児入所施設)児童福祉施設基準省令第55条 支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(7)	・心理学的診査及び精神医学的診査を行っていない。 ・診査が児童の福祉に有害な実験にわたっている。	C C
(2)生活指導及び学習指導	8 (福祉型障害児入所施設) 生活指導及び学習指導を適切に行っていること。	(福祉型障害児入所施設) 1 生活指導は、児童が日常の起居の間に、施設を退所した後、できる限り社会に適応するよう行っていること。 ※基本的生活習慣の自立に向けた取組を行っていること。 ※おこづかい等の使途について、適切な指導を行っていること。 2 学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行っていること。 ※学校教育法による就学の配慮を行っていること(就学準備、通学方法、PTA活動など)。 ※施設内指導を適切に行っていること(補習、就学猶予・免除者に対する指導など)。	(福祉型障害児入所施設)児童福祉施設基準省令第50条(第45条第2項準用) 支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(3)	・生活指導及び学習指導を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
(3)自立、自活等への支援援助	9 (福祉型障害児入所施設) 職業指導を適切に行っていること。	(福祉型障害児入所施設) 1 職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行っていること。 2 職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行っていること。 ※学校を卒業した入所児童の適正、能力等に応じた職業指導を行っていること。	(福祉型障害児入所施設)児童福祉施設基準省令第51条(第45条第3項準用) 支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(4)	・職業指導を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4)その他	10 入院、通院している者の処遇(看護、付き添い等)を適切に行っていること。		(福祉型障害児入所施設)支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(3)イ (医療型障害児入所施設)支援施設等指導監査通知別紙第3-3-(4)イ	・入院、通院している者の処遇を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
	11 機能訓練を適切に行っていること。		(福祉型障害児入所施設)支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(3)ウ (医療型障害児入所施設)支援施設等指導監査通知別紙第3-3-(4)ウ	・機能訓練を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
4 保護者等との連絡	12 (福祉型障害児入所施設) 児童の保護者、通学する学校及び必要に応じ児童福祉司等と常に密接な連絡をとり協力を求めていること。	(福祉型障害児入所施設) 施設長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めていること。	(福祉型障害児入所施設) 児童福祉施設基準省令第54条 支援施設等指導監査通知別紙第3-2-(6)	・保護者等との連絡を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
5 地域との連携	13 地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、施設の運営の内容を適切に説明するよう努めていること。		児童福祉施設基準省令第5条第2項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(9)	・地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、施設の運営の内容を適切に説明するよう努めていない。	B
6 入浴の実施	14 入所している者の入浴又は清しきについて、適切に行っていること。	入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしていること。 特に入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等を確保していること。	児童福祉施設基準省令第10条第4項 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(15)	・入浴又は清しきを適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
7 衛生的な被服及び寝具の提供	15 衛生的な被服及び寝具を確保するよう努めていること。		支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(5)	・衛生的な被服等の確保に努めていない。	B
8 日常生活上必要な支援	16 施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上の必要な支援を適切に行っていること。		支援施設等指導監査通知別紙第1-1-固有事項(1)	・日常生活上の必要な支援を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 食事の提供	17 食事の提供を適切に行っていること。	(1) 食事を提供するときは、施設内で調理(児童福祉施設基準省令第8条の規定により、施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)していること。 (2) 献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。 (3) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮していること。 (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っていること。 (5) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていること。	児童福祉施設基準省令第11条 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(16)	・食事の提供を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
10 保健衛生	18 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていること。	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていること。調理に従事する職員について、月に1回以上の検便を実施していること。また、検便検査には腸管出血性大腸菌O157の検査を含めていること。	児童福祉施設基準省令第10条第2項 児童福祉施設等における衛生管理等について衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル	・腸内細菌検査(検便)を全く実施していない。 ・検査結果を確認しない者又は陽性と判断された者を調理等に從事させている。 ・検査を一部実施していない又は検査結果を一部確認していない。	C C B
	19 感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき、適切に対応していること。	感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じたときには、次のとおり速やかに対応していること。 (1) 施設長に報告する体制を整備し、施設長は、必要な指示を行うこと。 (2) 医師及び看護職員が、施設内で速やかな対応を行い、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じること。 (3) 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。 (4) 施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じること。 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 (5) (4)の報告を行った場合、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。	児童福祉施設基準省令第10条第2項 感染症等発生報告通知	・適切な対応を行っていない。	C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
11 医学的管理	20 感染症等の予防及びまん延しないように必要な措置を講じていること。	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めて、次に掲げる措置を講じていること。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)をおおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していること。 (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を年2回以上、定期的に実施していること。	児童福祉施設基準省令第10条第3項 支援施設等監査通知別紙第3-1-(14) 児童福祉施設解釈通知第三の3(34)②	・委員会を開催していない。 ・委員会の結果を従業員に周知していない ・指針を整備していない。 ・研修並びに訓練を実施していない。	C C C C
	21 入所した者の健康診断を適切に実施していること。	1 施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っていること。 2 施設の長は、1にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握していること。	児童福祉施設基準省令第12条 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(17) 学校保健安全法	・入所した者の健康診断を実施していない。 ・記録に一部不備がある。	C B
		児童相談所等における児童の入所前健康診断			
		児童が通学する学校における健康診断			
12 事故の防止	22 事故防止について、必要な措置を講じていること。 また、事故が発生した場合には、適切な処置をとるとともに、関係機関に報告していること。	1 入所者の習癖、性向などについて、常にその実態を把握し、指導にあたっては、個人差に即したものにするなど適切な配慮をしていること。 2 施設従事者の研修、訓練に努め、児童処遇上必要な知識・技能の向上を図っていること。 3 消防署、警察、病院等関係機関との連絡を密にして、緊急の場合には適切な協力体制がとれるよう配慮していること。 4 その他児童福祉施設最低基準の趣旨、目的を尊重するなど児童の安全管理に努めていること。	事故防止通知	・必要な措置を全く講じていない。 ・措置の一部に不備が認められる。 ・関係機関との協力体制がとれるよう配慮していない。	C B C
	23 サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。		障害児入所施設等基準省令第49条第1項・第2項	・速やかに適切な対応を行っていない。	C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	24 安全計画を策定し、必要な措置を講じていること。	(1) 児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていること。 (2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施すること。 (3) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	児童福祉施設基準省令第6条の3 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(4)	・安全計画を策定していない ・安全計画を職員に周知していない。 ・研修や訓練を実施していない(軽微な場合はB)。 ・定期的に安全計画の見直しを行っておらず、必要に応じて変更を行っていない(軽微な場合はB)。	C B B・C B・C
	25 自動車の運行について、必要な措置を講じていること。	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していること。	児童福祉施設基準省令第6条の4 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(5)	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができない方法により、児童の所在を確認していない(軽微な場合はB)。	B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
13 権利擁護 (1) 禁止行為等	26 児童福祉法第42条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使していないこと。	障害児入所施設は、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、次に定める支援を行うことを目的としていること。 1 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 2 医療型障害児入所施設 保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得の支援・治療	児童福祉法第34条第2項、第42条	・目的に反して入所した児童を酷使している。	C
	27 施設長等が入所中の児童等に対し濫護及び教育を行う際に、人格尊重等の配慮を行っていること。	施設長等は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとる場合において、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。	児童福祉法第47条第1項・第3項	・人格尊重等の配慮を行っていない。	C
	28 児童等の親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、その児童等の福祉のため行った必要な措置について、速やかに都道府県又は市町村の長に報告していること。	施設の長は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認め、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとった場合、速やかに、そのとった措置について、当該児童等に係る入所給付決定又は児童福祉法第27条第1項第3号の措置を行った都道府県又は市町村の長に報告していること。	児童福祉法第47条第5項	・都道府県又は市町村の長に報告していない。	C
	29 職員は、児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないこと。	施設の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為をしていないこと。 (1) 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) わいせつな行為をすること又は入所児童等をしてわいせつな行為をさせること。 (3) 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)(2)(4)に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4) 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	児童福祉施設基準省令第9条の2 児童福祉法第33条の10	・職員が児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)虐待防止	30 施設内虐待が生じることのないよう必要な体制整備を行うとともに、その職員に対して研修を行う等の必要な措置を講じていること。	施設内虐待が生じることのないよう、次の事項について留意の上、適切な措置を講じていること。 (1)施設の職員の資質向上のための体制の整備 (2)子どもの意思表示の機会及び施設運営の透明性の確保 (3)各施設との連携体制の確保及び強化 また、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていること。 (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 (2)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (3)(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(12)施設内虐待防止通知障害者虐待防止対応マニュアル障害児入所施設等基準省令第42条	・必要な措置を講じていない。(軽微な場合はB)	B・C
(3)身体拘束等の禁止	31 当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないこと。	1 入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないこと。 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次のとおり行っていること。 (1)個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定すること。 (2)当該障害児や家族に十分に説明をし、了解を得ること。 (3)身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ※やむを得ず身体拘束等を行う3要件 1 切迫性 2 非代替性 3 一時性	障害者虐待防止対応マニュアル	・緊急やむを得ない場合以外に身体拘束等を行っている。 ・身体拘束の必要性の判断を組織的に行っていない。 ・当該障害児や保護者に事前に説明をし、了解を得ていない。 ・身体拘束に関して記録をしていない。(軽微な場合はB)	C C C B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	32 身体拘束などの適正化を図るために必要な措置を講じていること	(1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っていること。 (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備していること。 (3)職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していること。	支援施設等監査通知別紙第1-1-(13)	・必要な措置を講じていない。(軽微な場合はB)	B・C
14 業務の質の評価等	33 施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めていること。		児童福祉施設基準省令第5条第3項	・業務の質の評価を行い、その結果を公表するよう努めていない。	B
15 職員研修	34 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。		児童福祉施設基準省令第7条の2 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(10)	・研修の機会を確保していない。(軽微な場合はB)	B・C
16 その他	35 その他、利用者処遇に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。(軽微な場合はB)	B・C

相模原市指導監査基準 障害児入所施設編

(監査事項 1 ～ 1 7 は社会福祉施設共通、監査事項 1 8 ～ 3 5 は限定事項)

～ 会 計 ～

令和7年度版

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 経理規程等 (1)経理規程の 制定	1 定款等に定めるところにより、経理規程を制定していること。	(1)会計基準省令に基づく適正な会計処理を行うため、法令等及び定款に定めるもののほか、会計処理を行うために必要な事項について、経理規程を定めていること。 (2)経理規程は、定款に定める手続により決定していること。	会計基準 運用上の留意事項1 (4) 指導監査ガイドライン Ⅲ3(2)1 定款例第34条 入札契約等取扱通知 1	・経理規程を定めていない。 ・経理規程の内容が法令又は通知に反する。(軽微な場合はB) ・定款に定める手続により経理規程を決定していない。	C B・C C
(2)経理規程等の遵守	2 経理規程及びその細則等を遵守していること。	※例(全国社会福祉施設経営者協議会による「平成29年度版社会福祉法人モデル経理規程」の参照条文) ・すべての会計処理は経理規程に定める会計伝票等により処理するとともに、会計伝票は証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存していること。(モデル経理規程第13条) ・金銭の収納に際して、所定の印を押した領収書を発行していること。(モデル経理規程第23条) ・日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。(モデル経理規程第24条) ・小口現金を適切に取り扱っていること(小口現金出納帳の作成、限度額以内の保有等)。(モデル経理規程第12条、第28条) ・現金及び預貯金の残高と帳簿残高を照合し、会計責任者等による確認を受けること。また、過不足が生じた場合は速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第30条、第31条) ・月次試算表を作成し、毎月適切な時期に経理規程に定める権限者に提出していること。(モデル経理規程第32条) ・債権の回収又は支払の状況を確認し、期限どおり履行されていないことが判明した場合は、速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第35条、第36条)	会計基準 指導監査ガイドライン Ⅲ3(2)1	・経理規程及びその細則等に定めるとおり事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
(3)会計帳簿	3 会計帳簿を適正に整備していること。	(1)経理規程に定められた会計帳簿(仕訳日記帳、総勘定元帳等)を拠点区分ごとに作成していること。 (2)会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存していること。 (3)計算書類に係る各勘定科目の金額について、主要簿(総勘定元帳等)と一致していること。	社会福祉法第45条の24、第45条の27 会計基準 運用上の留意事項2 (3) 指導監査ガイドライン Ⅲ3(4)1	・会計帳簿を拠点区分ごとに作成していない。 ・会計帳簿を必要な年数保存していない。 ・計算書類における各勘定科目の金額と主要簿(総勘定元帳等)が一致しない。	C C C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
2 管理運営体制	4 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制を整備していること。 また、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制としていること。	(1) 経理規程等において、予算の執行や資金等の管理に関する体制(会計責任者等の設置や内部牽制に配慮した業務分担等)について、明確に定めていること。 (2) 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続を行っていること。 (3) 法人印及び代表者印について、管理者が定められている等、管理が十分に行われていること。	運用上の留意事項1(1)、1(2) 指導監督徹底通知5(3)ア、5(6)エ 指導監査ガイドラインⅢ3(2)2、Ⅲ4(4)4	・会計責任者の設置等の管理運営体制について明確に定めていない。 ・業務分担が明確にされておらず、内部牽制に配慮した体制となっていない。 ・管理運営体制に関して経理規程等に定める手続を行っていない。(軽微な場合はB) ・法人印及び代表者印についての管理が行われていない。	C C B・C C
3 寄附金品	5 寄附金及び寄附物品を受け入れる場合は、適正に受け入れ手続を行っていること。	(1) 寄附者から寄附申込書を受け、寄附金収益明細書等を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載して管理していること。また、受け入れについて、経理規程に定める権限者の承認を受けていること。 (2) 金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、適正に計上していること。 (3) 寄附物品は、取得時の時価により、適正に計上していること。ただし、飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものは、この限りでない。 (4) 共同募金会からの寄附金等の受入れは、運用上の留意事項9(3)に基づき、適正に処理していること。	運用上の留意事項9(1)、9(2)、9(3) 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3	・適正に受け入れ手続を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
	6 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。 また、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方(建設請負業者等)から、多額の寄附を受けていないこと。	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。	指導監督徹底通知5(2)イ、5(4)エ	・寄附金を強要している。 ・建設請負業者等から多額の寄附を受けている。	C C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 資産管理	7 固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。 また、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、事前に所轄庁の承認を得ていること。	(1)基本財産である固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。なお、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、定款の定めに基づき、事前に所轄庁の承認を得ていること。 (2)その他の固定資産の取得又は処分については、経理規程に定める手続を行っていること。	審査基準第2の3 指導監査ガイドラインⅢ2(1)1、Ⅲ2(2)1 定款例第10条、第24条、第28条、第29条	・基本財産の取得又は処分等について、定款等に定める手続を行っていない。 ・基本財産の処分等について、定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない。 ・基本財産以外の固定資産の取得又は処分について、経理規程に定める手続を行っていない。	C C B
	8 基本財産及びその他の固定資産について、固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していること。	(1)「基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の明細書」及び「固定資産管理台帳」を整備し、固定資産(耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産)の増減を適切な拠点区分に計上し、管理していること。 (2)減価償却を行うべき有形固定資産及び無形固定資産について、適正に減価償却を行っていること。 (3)時価評価を行うべき資産について、適正に時価評価を行っていること。	会計基準 運用上の取扱い16、17 運用上の留意事項17、22、27 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3、Ⅲ3(4)1	・固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していない。(軽微な場合はB) ・減価償却すべき資産について、減価償却を行っていない。(軽微な場合はB) ・時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C B・C
	9 計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していること。		会計基準 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3	・計上額と実際の資産が一致していない。(軽微な場合はB)	B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 計算書類等 (1) 計算書類	10 法令等に基づき、計算書類を適正に作成していること。 また、計算書類に、整合性がとれていること。	(1) 計算書類を様式に従って作成していること。 (2) 事業活動計算書の収益及び費用を、適切な会計期間に計上していること。 (3) 計算書類に、整合性がとれていること。	会計基準 運用上の取扱い 運用上の留意事項 指導監査ガイドライン Ⅲ3(3)3	・様式に従って作成していない。 ・広範囲かつ金額的に重要な収益及び費用を適切な会計期間に計上していない。 ・計算書類に整合性がとれていない。(軽微な場合はB)	B C B・C
	(2) 附属明細書等				
	11 法令等に基づき、注記を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。	(1) 計算書類の注記を作成し、注記すべき事項を記載していること。 (2) 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	会計基準 運用上の取扱い20～24 運用上の留意事項 25(2)、26 指導監査ガイドライン Ⅲ3(5)1	・把握された注記すべき事項を注記していない。(軽微な場合はB) ・注記事項について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB)	B・C B・C
	12 法令に基づき、附属明細書を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。	(1) 作成すべき附属明細書を様式に従って作成していること(該当する事由がない場合は省略可)。 (2) 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	会計基準 運用上の取扱い25 運用上の留意事項 指導監査ガイドライン Ⅲ3(5)2	・作成すべき附属明細書を作成していない。(軽微な場合はB) ・附属明細書について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB)	B・C B・C
	13 法令に基づき、財産目録を適正に作成していること。		会計基準 運用上の取扱い26 指導監査ガイドライン Ⅲ3(5)3	・様式に従って作成していない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定						
6 契約 (1) 契約事務	14 指導監督徹底通知、入札契約等取扱通知及び経理規程に基づき、適正に契約を行っていること。	(1)理事長が契約について職員に委任する場合は、経理規程等によりその範囲を明確に定めていること。なお、契約担当者が、契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えない。 (2)高額な契約については、原則として競争入札を行っていること。指名競争入札又は随意契約を行う場合は、経理規程に定める合理的な理由があること。 (3)施設整備に係る契約については、指導監督徹底通知に従って行うこと。また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)等に係る契約については、交付の条件によっていること。 (4)会計監査に係る契約については、随意契約が可能であること。具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定していること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。 (5)経理規程に従い、契約手続を行っていること(入札及び随意契約の手続、契約書の作成等)。 ※随意契約よることができる場合の一般的な基準 ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合(法人において、同表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えない。)	指導監査ガイドラインⅢ3(2)1、Ⅲ4(4)4 指導監督徹底通知5(2)イ、5(2)ウ、5(3)エ 入札契約等取扱通知1(1)～1(7)	・契約について職員に委任している場合に、委任の範囲を明確に定めていない。 ・指名競争入札又は随意契約によることができない案件について、当該契約を行っている。 ・経理規程等に定めるとおり契約に係る事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)	B C B・C						
		<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>会計監査を受けない法人</td><td>1, 000万円</td></tr><tr><td>会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人</td><td>法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3, 000万円</td></tr></table>				区分	金額	会計監査を受けない法人	1, 000万円	会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3, 000万円
		区分				金額					
		会計監査を受けない法人				1, 000万円					
		会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人				法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3, 000万円					
イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 ウ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 エ 競争入札に付することが不利と認められる場合 オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 キ 落札者が契約を締結しない場合											

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 重要な契約	15 重要な契約については、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、契約結果等を理事会に報告していること。	※価格による随意契約(上記ア)は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断していること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。 ・工事又は製造の請負:250万円 ・食料品・物品等の買入れ:160万円 ・上記に掲げるもの以外:100万円 また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましい。 なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めていること。	社会福祉法第45条の13第4項、第45条の16第3項 入札契約等取扱通知1(8) 定款例第24条	・重要な契約について、理事会で決定していない又は契約結果等を理事会に報告していない。	B
7 運営費の管理・運用について	16 運営費の管理・運用を適切に行っていること。	(1)運営費の管理・運用については、換金性の高い方法で行っていること。 (2)運営費の同一法人内における各サービス区分、拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の運営上止むを得ない場合に、当該年度内に限っていること。また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び事業区分以外への貸付けはしていないこと。	弾力運用局長通知5 (1)(2)	・換金性高い方法で管理運営していない。(軽微な場合はB) ・年度内清算していない。 ・法人外に貸付している。	B・C C C
8 その他	17 その他、会計に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。(軽微な場合はB)	B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 運営費の弾力運用 (1)弾力運用の要件	18 運営費を弾力運用する場合、弾力運用局長通知に示された要件を満たして行っていること。	【弾力運用局長通知1】 弾力運用を行う場合、次に掲げる要件をすべて満たしていること。 要件4についてのみ要件を満たさない法人については、弾力運用課長通知問5に定めるところによる。 要件1 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。 要件2 「障害者支援施設等に係る指導監査について」に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。 要件3 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。 要件4 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の(1)又は(2)が実施されていること。 (1)「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。 (2)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。	弾力運用局長通知1 弾力運用課長通知(問1～5) 指導監査ガイドライン 苦情解決指針通知 第三者評価事業指針通知 障害者支援施設等に係る指導監査について 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(9)ア	・要件を満たさず弾力運用を行っている。	C
(2)要件をすべて満たしている場合の運用 ア 運営費等の使途範囲	19 弾力運用を行うことが認められているものを除き、運営費は、当該施設の人件費、管理費又は事業費に充てられていること。	【弾力運用局長通知3(1)】 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもの、事業費については、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができる。	弾力運用局長通知3(1)	・当該施設の人件費、管理費及び事業費以外に充てられている。	C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	20 運営費を積立金に充当する場合は、適切に運用していること。	【弾力運用局長通知3(2)】 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えないこと。 ①人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 ②施設整備等積立金 建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金 【9号通知3】 各施設毎の積立金の累計額の把握が可能となるようそれぞれの拠点区分毎に明細表等を作成していること。 【支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)ウ】 各種積立金の使途及び使用計画は、実情に則したものであること。	弾力運用局長通知3(2) 弾力運用課長通知(問6) 9号通知3 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)ウ	・人件費積立金、施設整備等積立金以外の積立を行っている。 ・使用計画を作成していない。 ・各積立金を理事会の承認を得ず目的外に使用している。 ・目的外使用の理由が法人の経営上止むを得ないものではない。 ・拠点区分毎に明細表等を作成していない。 ・使途及び使用計画が実情に則していない。(軽微な場合はB)	C C C C B B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	21 運営費を同一法人が運営する社会福祉施設等の整備等に係る借入金の償還金及びその利息に充当する場合、限度額の範囲内で適切に運用していること。	【弾力運用局長通知3(3)】 運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、次に掲げる同一法人が運営する社会福祉施設等の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができること。 (1)生活保護関係施設 救護施設・更生施設・授産施設・宿所提供施設 (2)老人福祉関係施設 老人福祉施設・老人居宅生活支援事業を行うための施設・高齢者生活福祉センター運営事業を行うための施設 (3)介護保険関係施設 地域支援事業を行うための施設 (4)障害者関係施設 障害者支援施設・身体障害者社会参加支援施設・障害福祉サービス及び一般相談支援事業並びに特定相談支援事業を行うための施設・地域生活支援事業のための施設 (5)婦人保護施設 (6)児童福祉関係施設 助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所・児童館・児童養護施設・障害児入所施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・自立援助ホーム・ファミリーホーム・障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行うための施設・子育て短期支援事業及び地域子育て拠点事業及び一時預かり事業を行うための施設 (7)社会福祉関係施設 授産施設	弾力運用局長通知3(3) 弾力運用課長通知(問7～9)	・対象とする借入金が不適切である。 ・限度額を超えて充当している。	C C
	22 サービス区分において発生した預貯金の利息等の収入の充当先が適正であること。	【弾力運用局長通知3(4)】 サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」。以下同じ。)において発生した預貯金の利息等の収入については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。	弾力運用局長通知3(4) 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)イ	・充当先が適正でない。	C
	23 措置施設繰越特定預金を適切に計上していること。	【9号通知4】 措置施設繰越特定預金は、措置費等支弁対象施設の貸借対照表に計上している人件費積立金、施設整備等積立金の合計額と同額を計上していること。 また、貸借対照表には、それぞれの額が明確になるよう、それぞれの内容を示す名称を付した中区分を設けて記載し、別個に管理していること。	9号通知4	・特定目的積立金の合計額と同額が繰越特定預金として計上されていない。 ・内容を示す名称を付した中区分を設けていない。	C B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
イ 前期末支払資金残高の取扱い (3)要件4のみ満たしていない場合の運用 ア 運営費等の使途範囲	24 前期末支払資金残高を適切に運用していること。	【弾力運用局長通知4】 前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において次の経費に充当することができる。 (1)法人本部の運営に要する経費 (2)同一法人が運営する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費 (3)同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費	弾力運用局長通知4 弾力運用課長通知(問10～11) 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)エ	・理事会の承認なく前期末支払資金残高を経費に補填又は充当している。 ・認められた経費以外に補填又は充当している。	C C
	25 当期末支払資金残高は、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有としていること。	【弾力運用局長通知4】 翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。	弾力運用局長通知4 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)エ	・30%を超えて保有している。	C
	26 施設の整備等に係る経費の繰入額は、限度額の範囲内としていること。	【弾力運用課長通知(問5)1(1)】 運営費について、施設の整備等に係る経費(同一法人が運営する措置費(運営費)等補助対象施設及び在宅福祉事業を行うための施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金の償還金及びその利息を含む。))の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。 (1)措置費(運営費)等補助対象施設 救護施設・更生施設・授産施設・宿所提供施設・養護老人ホーム・障害児入所施設・助産施設・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・保育所・自立援助ホーム・ファミリーホーム・婦人保護施設・軽費老人ホーム・障害者支援施設・身体障害者社会参加支援施設・聴覚障害者情報提供施設・社会事業授産施設 (2)在宅福祉事業を行うための施設 老人居宅生活支援事業を行うための施設・老人(在宅)介護支援センター・高齢者生活福祉センター運営事業を行うための施設・地域支援事業を行うための施設・子育て短期支援事業及び地域子育て拠点事業及び一時預かり事業を行うための施設・児童家庭支援センター・放課後児童健全育成事業(児童館に限る。) ・地域生活支援事業	弾力運用課長通知(問5)1(1) 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)ア	・限度額を超えて繰入れている。	C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	27 各サービス区分において発生した運営費の運用収入の繰入れは、限度額の範囲内とされていること。	【弾力運用課長通知(問5)1(2)】 各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」。以下項目(2)において同じ。)において発生した運営費の運用収入を施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費に繰入れる範囲は、当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入(当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入)を限度とする。	弾力運用課長通知(問5)1(2) 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)ア	・限度額を超えて繰入れている。	C
	28 運営費を積立金に充当する場合は、適切に運用していること。	【弾力運用課長通知(問5)1(3)①】 長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使途及び使用計画において大規模修繕、業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機の購入、又はマイクロバスの購入等が予定されている場合は、国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができる。 この場合の経理処理は、支出の目的に応じて各拠点区分の修繕積立金及び備品等購入積立金から充当すること。 ① 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 ② 修繕積立金 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金 ③ 備品等購入積立金 業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金 ※使用計画の作成について ・人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 【9号通知3】 各施設毎の積立金の累計額の把握が可能となるようそれぞれの拠点区分毎に明細表等を作成していること。 【支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)ウ】 各種積立金の使途及び使用計画は、実情に則したものであること。	弾力運用課長通知(問5)1(3)① 9号通知3 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)ウ	・人件費積立金、修繕積立金又は備品等購入積立金以外の積立を行っている。 ・使用計画を作成していない。 ・拠点区分毎に明細表等を作成していない。 ・使途及び使用計画が実情に則していない。(軽微な場合はB)	C C B B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
イ 前期末支払資金残高の取扱い	29 各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に相模原市長と協議を行い、使用を認められていること。	【弾力運用課長通知(問5)2】 前期末支払資金残高については、事前に相模原市長と協議を行い、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないものとする。 なお、自然災害その他やむを得ない事由により取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合は、事前の協議を省略して差し支えない。	弾力運用課長通知(問5)1 (3)② 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)ア	・使用を認められていないが使用している。	C
	30 前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に相模原市長と協議を行い、認められた上で行っていること。		弾力運用課長通知(問5)2 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)ア	・協議が必要な場合で、認められていないが取崩している。	C
10 運営費の管理・運用	31 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行っていること。	運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。	弾力運用局長通知5(1) 弾力運用課長通知(問12) 支援施設等指導監査通知別紙第3-1-(23)カ	・安全確実でかつ換金性の高い方法により管理・運用していない。	C
	32 運営費の同一法人内における他のサービス区分等への資金の貸借は、当該年度内に限り行われていること。		弾力運用局長通知5(2) 弾力運用課長通知(問13)	・年度内における精算が行われていない。	C
	33 運営費の同一法人外への資金の貸付は行っていないこと。		弾力運用局長通知5(2)	・法人外へ貸付けている。	C
11 児童に係る給付金等の管理	34 児童に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理を適切に行っていること。	施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。	児童福祉施設基準省令第12条の2 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(11)	・児童に係る金銭の管理を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
	35 児童から預かっている金銭等は、施設に係る会計とは別途管理していること。	内部牽制に配慮する等個人ごとに適正な出納管理を行っていること。	運用上の留意事項(課長通知)1(3) 指導監督徹底通知5(4)エ	・別途管理していない。(軽微な場合はB)	B・C